

令和6年度革新的な省CO2型環境衛生技術等の 実用化加速のための実証事業 公募要領

令和6年8月
環境省地球環境局

環境省は、新型コロナウイルス感染拡大後の社会環境に機動的に対応するため、様々なユースケースの展開に向けて、我が国の革新的技術に基づく技術実証等に取り組み、安全・安心な衛生環境創出等の新しいライフスタイルに資するCO2削減技術等の実用加速化を行い、新しいライフスタイルのグリーン化を目指します。

令和6年度開始事業の実施者を本要領により募集しますので、応募に当たっては熟読していただくようお願いします。本要領を熟読せずに応募された結果生じる応募書類の不受理や、応募期限に間に合わない等の事態については、当方は一切の責任を負いません。

目 次

1. 本事業の目的及び性格
2. 公募対象テーマ等
3. 応募要件及び実施体制
4. 公募から採択までの流れ
5. 応募に当たっての留意事項
6. 応募書類及び手続
7. その他

別紙. 補助事業における留意事項等について

1. 本事業の目的及び性格

(1) 目的

我が国の温室効果ガス削減に係る目標としては、2030年度に46%削減、更には2050年までにカーボンニュートラル、そして長期目標として「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」における早期の脱炭素社会の実現が掲げられています。さらに、新型コロナウイルス感染拡大後に衛生環境への関心の高まりやライフスタイルのデジタル化が加速化し、社会環境が大きく変化していることから、衛生環境を確保する新しいライフスタイルに対応し、かつ、エネルギー消費に伴うCO2削減を両立する技術・システム等を様々な場面において活用し、安全・安心な社会と脱炭素社会への同時実現を目指すことが重要です。

一方、CO2排出削減に貢献する技術開発は、開発リスクが大きく、収益性が不確実で、産業界が自ら対策強化を行うインセンティブが小さい等の理由により、民間の自主的な技術開発に委ねるだけでは必ずしも十分に進まない状況にあります。このため、国の政策上必要な、CO2排出量を大幅に削減する技術の開発・実証を、国が主導して推進していくことが必要不可欠です。特に、第6次環境基本計画における「地域循環共生圏」の概念の下、脱炭素かつ持続可能で強靱な活力ある地域社会の構築に寄与する技術開発を支援することが極めて重要です。

このような背景の下、本事業は将来的な地球温暖化対策の強化につながるCO2排出削減効果の高い環境衛生技術等の開発・実証を強力に進め、CO2排出量の大幅な削減を実現するとともに、地域の脱炭素化を後押しし、脱炭素ドミノを誘引することで、第6次環境基本計画で掲げる「地域循環共生圏」の構築と「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」で掲げる早期の脱炭素社会の実現に貢献することを目的としています。

(2) 財源

本事業は、エネルギー対策特別会計（エネルギー需給勘定）による予算を財源としています。特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）の規定により、用途は国内のエネルギー起源CO2排出量の削減に貢献する、再生可能エネルギーや省エネルギー等の技術開発・実証に限定されます。

このため、例えば、非エネルギー起源のCO2排出量の削減、CO2以外の温室効果ガス（メタン、一酸化二窒素、HFC等）の排出量の削減^{※1}、森林等の吸収源、排出した後の二酸化炭素の吸収等に関する技術開発・実証は、本事業の対象となりません。また、海外で行う技術開発・実証も対象となりません^{※2}。

※1 エネルギー起源CO2の排出量削減に関する技術開発・実証であって、CO2以外の温室効果ガスの排出抑制にもつながるものは対象となります。

※2 国内で行う技術開発・実証であって、JCM（二国間クレジット制度）の活用にもつながるものは対象となります。

(3) 課題選定

本事業で実施する技術開発・実証は、公募により民間団体等から提案のあった技術開発・実証課題の候補を、外部専門家から成る委員会において審査した上で、選定・採択します。

なお、既に環境省で実施されている事業との差異が小さく、実施の意義が小さいと判断された提案課題は、対象テーマに合致したとしても採択しません。また、本公募への応募に当たっては、周辺技術の開発及び整備の必要性や、並行して開発されている競合技術の状況、開発技術に関連する他社の特許の有無等についても、十分に精査してください。

応募に当たり、環境省幹部及び担当者に採択の陳情等を行うことは全く意味がありません。このような陳情等や、合否通知以前に環境省幹部及び担当者に合否の感触を照会する等の行為は厳に慎んでください。

2. 公募対象テーマ等

(1) 公募対象テーマについて

本公募においては、AI、IoT、センサー等を始めとするデジタル技術を活用した、ポストコロナ時代の新たなライフスタイルに適合し、地域循環共生圏の構築等に資する省CO2型ソリューションの形成支援を目的とし、事業終了後の早期の社会実装、事業化及び普及展開を目指す技術開発・実証を実施する事業者を募集します。採択に当たっては、書面審査や審査委員会におけるヒアリング審査等を行います。

公募対象テーマは、下記のア及びイとします。これらの併願はできません。また、応募内容が選択いただいた公募対象枠の趣旨と合っていない場合は、環境省及び事務局の判断で応募枠を変更する場合がありますので、御了承ください。

なお、開発・実証で活用するデジタル技術は以下の項目を満足するものであることが想定されます。

- ・ 他国の委託事業等において技術の基礎的な部分が確立した先端的な技術であること。
- ・ 国内におけるCO2削減効果について実証実験を通じて検証した実績があること。
- ・ 任意の実証地において、その地域（社会）への貢献等に資するものであること。

ア 「水処理×デジタル技術×地域（社会）課題の解決（貢献）」

人手不足や施設老朽化だけでなく、脱炭素化の対策としてもデジタルトランスフォーメーションが期待される水処理分野において、設備稼働や需要量等について蓄積されたデータを活用し、AI等のデジタル技術を組み合わせることで、水処理に係るCO2排出削減に資する開発・実証を対象とします。例えば、水道の需要量や処理対象の水質を予測して曝気量や薬品投入量等を自動制御し、エネルギー消費を削減する手法等が想定されます。また、汚泥からのエネルギー回収、再生可能エネルギー設備との間で運転・需給を最適化する手法等も想定されます。

イ 「デジタル技術×地域（社会）課題の解決（貢献）」

ア以外の分野において、AI、IoT、センサー等を始めとするデジタル技術を活用した、ポストコロナ時代の新たなライフスタイルに適合し、地域循環共生圏の構築等に資する省CO2型ソリューションを実証する事業を対象とします。

(2) 事業期間等について

原則として2年度以内とします。

複数年度の事業の実施者は、毎年度の技術開発・実証の達成目標をあらかじめ設定し、目標の達成について自己評価を行っていただきます。設定した目標の達成状況等については、各年度年末頃に中間評価を行うこととし、事業継続の可否について審査します。審査の結果、低評価を受けた課題は次年度に継続することなく、中止の判断が下ることもあります。

なお、複数年度の事業は、後年度において所要の予算が措置されることを前提とするものであり、確実な実施が保証されるものではありません。また、2年度目以降の事業費については、所要の予算が措置されなければ減額される可能性がありますので、あらかじめ御承知おきください。

天災等の不可抗力により技術開発・実証の進捗が大幅に遅れ、その遅れの取戻しに努力しているものの、当初の実施期間のままでは所期の成果の達成が困難な状況であるが、実施期間を延長することによって所期の成果が生み出される十分な見込みがあると認められる場合には、技術開発・実証の実施期間全体の予算を増加させないことを前提に最大1年度の延長を認めることがあります。

(3) 予算について

補助事業（補助率 2 分の 1 以内）により実施し、1 課題当たりの単年度の予算額は総事業費ベースで 5 億円以内（補助金所要額ベースで 2.5 億円以内）とします。

応募に当たっては、年度・経費区分ごとの内訳の提出が必要になります。

3. 応募要件及び実施体制

(1) 補助事業者の要件

補助金の交付を申請できる技術開発機関等は、以下のア～オに掲げる者とし、また、脱炭素社会の実現に向けたイノベーションに挑戦する企業等（例：「ゼロエミ・チャレンジ」企業）からの応募も歓迎します。また、実証フィールドの提供等による地方公共団体の参画を奨励します。

- ア 民間企業
- イ 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人
- ウ 一般社団法人及び一般財団法人並びに公益社団法人及び公益財団法人
- エ 法律により直接設立された法人
- オ その他大臣が適当と認める者

※代表者が所属する機関等が設立から3年未満の場合は以下の要件を満たすことを条件とします。

- a. 当該分野に関する技術開発力等の技術基盤を有すること。
- b. 経営基盤として原則、以下に該当しないこと。
 - ・破産、再生手続開始、会社整理開始又は会社更生手続開始の申立てを受けている、又はしている。
- c. 開発成果を実施できる体制があること。
- d. 技術開発・実証を当該機関が実施するに当たり、開発上のリスクを当該機関に対する出資者が理解し、出資比率に基づく責任分担等を明確にできること。

また、「所属」とは、非常勤・常勤は問わず職員として従事していることとします。ただし、代表者は常勤である必要があります。招へい者の場合は、外国からの長期間の招へいの場合のみ所属と見なし、事業に参画できるものとします。

事業に参画する方として登録いただく方については、5%以上のエフォートを原則とし、他の実施・提案中の事業と合わせたエフォートが100%を超えないよう留意してください。

また、事業に参画する方は、あらかじめ、次の各事項についてそれぞれの所属する技術開発機関等の代表者の承認を得てください。

- ・提案に係る課題を所属する技術開発機関等の業務として行うこと。ただし、独立行政法人に属する参画者に係る承認については、この限りではない。
- ・技術開発機関等の経理担当部局が事業費の管理を行うこと。

(2) 事業の実施体制

事業は複数の技術開発機関等による共同事業又は単独の技術開発機関等による事業のいずれの形態で行うことも可能です。ただし、早期の事業化・製品化が見込める事業に対して補助するものであり、これに対応した実施体制であるとともに、実用化に向けた社内外のコンセンサスの形成が重視されることに留意してください。

事業の実施体制の構築に当たっては、実施期間の2年度目以降には具体的な事業計画・普及計画を立案することが求められます。このため、本事業終了後にスムーズに事業化に移行するため、実施体制には技術開発部門のみならず、事業部門の人員も加えることを前提とします。なお、応募する事業ごとに代表者を決めていただきます。代表者は、年齢・役職等は問いませんが、上記(1)に示した機関に、常勤で所属している方とします。1人の技術開発者による事業の場合は、当該技術開発者が代表者となります。共同事業の場合には、代表者が所属する機関以外の機関を共同実施者とします。なお、共同実施者としては、個人で技術開発を実施する方も認められます。

代表者は事業に関する応募書類の提案者となるほか、環境省での審査過程に関する連

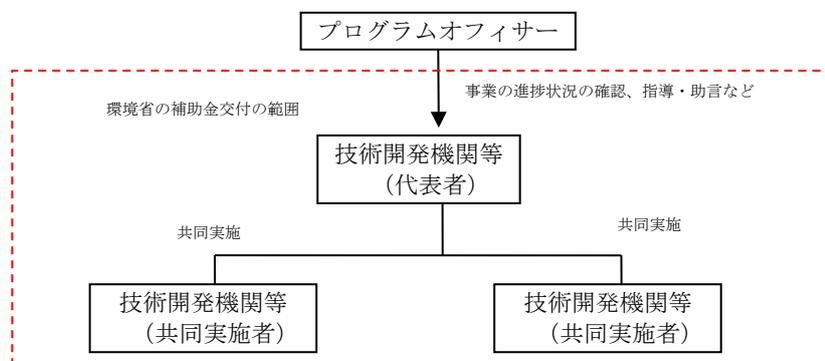
絡・対応に当たり、総括的な責任を有します。代表者は、事業が採択された後、円滑な事業の推進と目標達成のために、技術開発参画者を代表して事業の取りまとめを行うとともに、技術開発参画者の役割分担を含む事業計画の作成及び見直しに係る調整等、事業の円滑な実施のための進行管理を行っていただくこととなります。

なお、事業の実施体制は、中間評価における指摘事項への対応や人事異動等のやむを得ない事情のため環境省が承認した場合を除き、事業開始当初に登録されていない技術開発期間等を途中で追加する等の変更は原則としてできません。

また、複数の事業者等を実施体制に含めようとする場合には、当該事業者等は事業の実施に当たり必要不可欠な者に限るものとします。

なお、必要に応じて、技術開発経歴のある専任のプログラムオフィサーを環境省及び事務局において事業ごとに配置する場合があります。プログラムオフィサーは事業管理の観点から、事業の進捗状況の確認、評価結果の反映状況のフォロー等を行って、必要に応じ事業計画等に対して指導・助言を行います。したがって、事業の実施に当たっては、事業に関する情報をプログラムオフィサーと逐次共有するなど連携を図ることが求められます。

事業の実施体制（例）



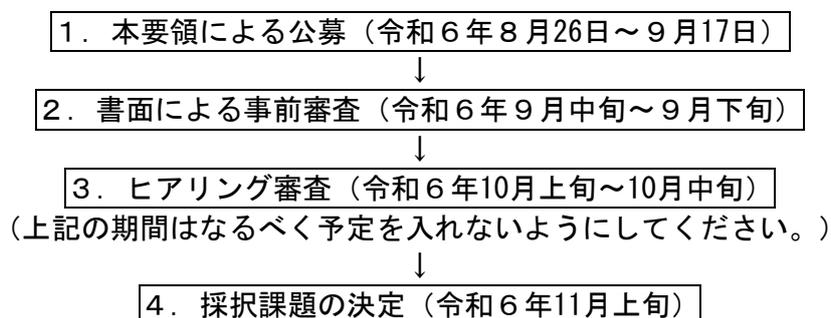
※補助事業の場合、財産の取得は代表者のみであり、共同実施者は交付要綱で定める財産の取得はできません。

(3) 複数事業への応募について

代表者は複数の事業に応募いただいても構いません。

4. 公募から採択までの流れ

公募から採択までの流れとスケジュールは、おおむね以下のとおりとすることを予定しています。



○書面による事前審査について

応募課題については、各種要件の確認、行政的観点からの評価等について書面による事前審査を行った上で、委員会によるヒアリング審査にかける応募課題を選定します。事前審査の結果は、委員会の約5日前までに代表者に対して通知します。なお、ヒアリングの日程や場所等についても、併せて通知します。ヒアリング審査が行われる可能性がある期間（令和6年10月上旬～10月中旬）は、なるべく予定を入れないようにしてください。

この過程で、応募課題について、環境省及び事務局から提案内容の補足説明を電話等によりお願いする場合があります。

○審査委員会によるヒアリング審査について

審査委員会におけるヒアリング審査では、「環境省研究開発評価指針」(<https://www.env.go.jp/policy/tech/guide.pdf>)に準じて、審査委員が下表に示す観点から採否等について審査します。ヒアリングにおいては様式「【ヒアリング資料】革新的な省CO2型環境衛生技術等の実用化加速のための実証事業」として提出いただいた資料で説明いただきます。なお、書面による事前審査時に「ヒアリング審査進出条件」が付けられた場合において、当該条件を満たしていないと評価された場合は不採択となります。

項目	確認事項
① 技術課題の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> 本事業の対象に合致しているか。 開発の問題点、技術的な課題等を的確に把握し、その解決策について具体的に提案されているか。 これまでのデータ・成果が蓄積されており、開発計画が具体的かつ合理的に立案されているか。
② 技術的意義	<ul style="list-style-type: none"> 技術開発課題に開発要素（新規性（先導性）、実用性、発展性）があるか。 既存技術や現在開発中の競合技術より技術的革新性又は優位性、経済的優位性があるか。
③ 政策的意義	<ul style="list-style-type: none"> 「地域循環共生圏」の構築と「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」で掲げる早期の脱炭素社会の実現に有効と考えられる技術課題か。 AI技術等の省エネにつながる高効率技術の活用を行っているなど、「統合イノベーション戦略」で掲げるポストコロナ時代の新しいライフスタイルの実現を目指す取組として、国の地球温暖化対策上の政策的必要性（対策強化につながるか、対策コストの低減

	につながるか等)が高いか。
④ 目標設定・達成可能性	<ul style="list-style-type: none"> 技術開発成果の性能目標(成果品(機器、システム)の性能・コスト・CO2削減効果等)は具体的・定量的に設定され、妥当かつ十分であるか、目標の達成が見込まれるか。
⑤ 実施体制・実施計画	<ul style="list-style-type: none"> 技術開発代表者が所属する機関や共同開発機関が開発に取り組めるだけの経営基盤や技術開発力等の技術基盤を有しているか。 課題実施体制・実施計画が、応募枠、技術開発内容や目標に対して妥当であるか。 適切なマネジメントが見込まれるか。 直近3年間、税の滞納がないこと。
⑥ 技術の事業化・普及の見込み	<ul style="list-style-type: none"> 当該事業終了後、事業ビジョンとその達成ステップが適切に設定されているか。 製品・サービスとビジネスモデルが市場・顧客側の視点から見て成長性・収益性を有しているか。 早期の事業化及びその後の普及が見込まれるか。 普及による社会全体でのCO2削減効果が相当程度見込まれるか。又は、既存技術やシステムに対して高効率な代替技術を適用すること等を通じて地域の課題を解決し、地域のCO2削減に貢献できる優良事例であり、将来的に同様のモデルが類似地域に水平展開されることが見込まれるか。 社会受容性や周辺インフラ・規格を考慮した検討がなされているか。 競合技術、競合他社等が的確に分析・整理され、その解決策について具体的に提案されているか。 事業化のための資金計画(民間資金の調達含む)など資本計画を策定し、実現に向けた構想を練っているか。 製品イメージが明確で、事業性(現在・将来の想定される市場における製品の位置付け、売上等)が見込まれるか。
⑦ 総合評価	<ul style="list-style-type: none"> ①～⑥の観点に加え、技術開発経費の妥当性や総事業費に対するCO2削減効果(費用対効果)等、それ以外の観点も含めた総合評価。

審査結果は10点満点の評価点で示され、問題ない水準(採択しても良い水準)を6点とします。評価点の算出に当たっては、①～⑥(10点満点)の平均及び⑦(10点満点)のそれぞれの2分の1を合計します。また、技術開発経費の妥当性についても別途評価されます。

○採択事業の決定について

事業の採否及び補助額の決定は、委員会による審査・議論を基に行います。採択に当たっては、評価結果や委員の意見等を考慮し、計画の内容、事業費、実施体制等の変更を条件として付す場合や、応募内容(課題名等)も変更される場合があります。なお、不採択の理由等に関する問合せについては、回答できかねますので、御了承ください。

5. 応募に当たっての留意事項

(1) 既助成課題の応募の禁止

環境省を含む他の公募事業等により実施中の技術開発・実証事業（応募時点で助成が決定しているものを含む。）と内容が類似している技術開発・実証事業については、本事業に応募できません。

また、本事業への応募後、当該応募に係る技術開発・実証事業と内容が同じ技術開発・実証事業等が、他の公募事業等に採択された場合は、直ちに事務局に御連絡ください。（連絡先は「7. その他」参照）

なお、不合理な重複及び過度の集中を排除するため、必要な範囲内で、応募内容の全部又は一部について、他府省の公募事業担当課（独立行政法人の配分機関を含む。以下同じ。）に情報提供する場合があります。また、採択後であっても、不合理な重複及び過度の集中が明らかになった場合は、採択を取り消すことがあります。

(2) 代表者の変更等の措置

代表者は、採用、転出、転任等の事由により所属する技術開発機関等を変更する場合又は事故、病気、長期の出張その他やむを得ない事由により課題の実施を他の者に委ねる場合は、あらかじめ環境省の承認を得た上で、補助事業の規定に沿った手続が必要となります。

(3) 虚偽の応募に対する措置

応募書類に虚偽の内容を記載した場合、技術開発・実証事業の不採択や採択の取消し、契約の解除、事業費の返還又は減額配分を含む措置をとることがあります。

(4) 技術開発経費の適正な管理について

各技術開発機関等の責任において経費の管理が適正に行われるよう、各技術開発機関等は技術開発経費に係る不正を誘発する要因を除去し、抑止機能のある環境・体制の構築に努めてください。また、これについて、代表者は各技術開発機関に周知する必要があります。公的開発費の管理・監査に必要な体制等が整備できない場合、また、財務状況が著しく不安定である場合には、当該機関では開発・実証を実施できないことがあります。各技術開発機関等は、事務管理体制や財務状況等に係る調査等により環境省が指定する場合は、補助金の支払い方法の変更や経費の縮減等の措置、開発・実証体制の見直し等に従う必要があります。また、環境省による経理の調査や国の会計検査等に対応していただきます。

(5) 技術開発・実証事業の中止等の措置

代表者は、天災地変その他やむを得ない事由により課題の全部又は一部の遂行が困難となった場合は、技術開発・実証事業の中止等について環境省と協議するようになしてください。事業者都合による中止の場合、環境省から支払った補助金の全額又は一部を返還いただく場合があります。

(6) 予算の繰越制度について

予算の繰越制度とは、課題の性質上その実施に相当の期間を要し、かつ、課題が当該年度内に完了しない場合にも引き続いて実施する必要があり、次の事由に該当すると認められる場合には、財務省の承認を前提として、予算を翌年度へ繰り越すことができる制度です。

① 計画に関する諸条件

評価委員会の意見を聴いて選定することから、計画段階において、新技術・新規条件等の出現、装置等の仕様再検討の必要、共同研究における相手先の不測の事態等が発生する場合があります。事業全体が遅延する場合等

② 設計に関する諸条件

評価委員会の意見を聴いて技術開発/実証設計を決定するため、設計段階において、新たに条件・装置等の仕様を再検討するといった不測の事態が発生する場合等

③ 気象の関係

装置等の設置工事等を開始したのちに、風雪・台風等の影響により作業が難航するなど、工事にあたって不測の日数を要する場合等

④ 資材の入手難

感染症対策や衛生環境向上に対する関心の高まり、ライフスタイルのデジタル化の加速化等に伴う資材の供給不足により、資材調達が困難となる場合があり、納期に不測の日数を要する場合等

(7) 事業内容の発表等について

本事業で実施した内容については、その成果を広く国民へ情報提供していくこととしております。本事業実施中又は終了後に、環境省自らが発表する場合や成果発表会等で事業者に発表いただく場合がありますので、御了承ください。また、環境省担当官の求めに応じて、必要な情報等を提示する必要があります。

また、上記に限らず、本事業の実施内容については、本事業の範囲外においても積極的にその成果を公表するように努めてください。ただし、公表内容について事前に環境省に確認する必要があります。とりわけ本事業は、技術開発・実証を経て、事業終了後早期の実用化・製品化・社会実装が見込まれるレベルの成熟度にある技術を対象とし、本事業における技術の開発・実証の内容・成果は当該技術の実用化、製品化、社会実装等に少なからず影響・貢献することになります。そのため、当該技術の開発・実証の内容・成果を一部でも活用する場合には、実施内容・成果の公表・活用・実用化・製品化・社会実装等に当たり、環境省への事前の報告を厳守してください。その際には、環境省「革新的な省CO2型環境衛生技術等の実用化加速のための実証事業」で実施している又は実施していた、同環境省事業の成果を活用している等の旨を、一般にとって分かりやすい形でその都度明示する必要があります。他府省等を含む外部からの実施内容等に関する照会の際にも、必ず回答する前に環境省に確認してください。

なお、本事業の範囲において学会の発表及び参加、シンポジウムの開催等が必要となる場合は、環境省から別途指示を行います。

(8) 事業資料の提出等について

本事業では、事業の継続を判断するための中間評価や実施中の進捗状況等を把握することを目的として、事業概要等を明記した資料の提出等を適宜求めることとしています。また、採択後、開発実証成果の事業化に関する計画書の作成等を求める場合があります。この点に御対応いただけない方は、本事業への応募を御遠慮ください。

(9) 技術開発経費として計上できる経費について

技術開発経費として計上できる経費については、13～16ページのとおりです。

(10) 事業終了後の実用化・製品化・社会実装について

本事業が対象とする技術については、提案の技術開発・実証を経て、事業終了後早期の実用化・製品化・社会実装が見込まれるレベルの成熟度にあることが求められます。基礎研究段階である場合や、事業終了後にさらにスケールアップ等による開発・実証が必要である場合等は、原則本事業の対象として認められません。なお、環境省から事業終了後の実用化・製品化・社会実装に向けた助言や支援に係る取組等を行う可能性がありますので、御了承ください。

(11) 技術実証における撮影等の記録について

5.(7)の成果発表会、5.(8)の中間評価、事業終了後の社会実装等に役立てるため、原則事業期間中に実証時の写真や映像を記録していただきます。

(12) 事業終了後の事後評価、調査等への協力について

事業終了後に、事業終了時の目標の達成状況や成果の内容等を評価する事後評価を書面又はヒアリングにより実施します。また、フォローアップ調査、ヒアリング等(項目例:年度ごとの販売実績・価格、事業終了から製品化・販売に至るまでの課題(解決済みのものを含む。)、当初の計画どおりに製品化に至らなかった場合の要因、特許の取得・出願状況、今後の予定等)への御協力をお願いする場合があります。**御了解いただけない場合には応募を御遠慮ください。**

なお、事業期間が終了しているため、これらに要する費用を本事業の経費として支出することはできません。

事業を行うために直接必要な以下の経費が補助対象経費であり、当該事業で使用されるものに限ります。

<補助事業の経費の区分>

1 区分	2 費目	3 細分	4 内 容
工事費	本工事費	(直接工事費) 材料費 労務費 直接経費 (間接工事費) 共通仮設費 現場管理費	<p>事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。この材料単価は、建設物価(建設物価調査会編)、積算資料(経済調査会編)等を参考のうえ、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。</p> <p>本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。この労務単価は、毎年度農林水産省、国土交通省の両省が協議して決定した「公共工事設計労務単価表」を準用し、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。</p> <p>事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。 ①特許権使用料(契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用)、 ②水道、光熱、電力料(事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料)、 ③機械経費(事業を行うために必要な機械の使用に要する経費(材料費、労務費を除く。))</p> <p>次の費用をいう。 ①事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用、 ②準備、後片付け整地等に要する費用、 ③機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用、 ④技術管理に要する費用、 ⑤交通の管理、安全施設に要する費用</p> <p>請負業者が事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用を</p>

		一般管理費	<p>いい、類似の事業を参考に決定する。</p> <p>請負業者が事業を行う為に直接必要な諸給与、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいい、類似の事業を参考に決定する。</p> <p>本工事費に付随する直接必要な工事に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること。</p> <p>事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。</p> <p>事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。また、補助事業者が直接、調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を行う場合においてこれに要する材料費、労務費、労務者保険料等の費用をいい、請負又は委託により調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を施工する場合においては請負費又は委託料の費用をいう。</p>
	付帯工事費		
	機械器具費		
	測量及試験費		
設備費	設備費		<p>事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する経費をいう。</p>
業務費	業務費		<p>事業を行うために直接必要な機器、設備又はシステム等に係る調査、設計、製作、試験及び検証に要する経費をいう。また、補助事業者が直接、調査、設計、製作、試験及び検証を行う場合においてこれに要する材料費、人件費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、請負又は委託により調査、設計、製作、試験及び検証を行う場合においては請負費又は委託料の費用をいう。</p>
事務費	事務費		<p>事業を行うために直接必要な事務に要する社会保険料、賃金等、諸謝金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及賃借料、消耗品費及び備品購入費をいい、内容については別表に定めるものとする。</p> <p>事務費は、工事費、設備費及び業務費の合</p>

別表

1 区分	2 費目	3 細目	4 細分	5 内 容
事務費	事務費	社会保険料		この費目から支弁される事務手続きのために必要な労務者に対する社会保険料と事業主負担保険料をいい、使途目的、人数、単価及び金額がわかる資料を添付すること。
		賃金等		この費目から支弁される事務手続きのために必要な労務者に対する給与のほか、地方公共団体の会計年度任用職員に支給する報酬・期末の支払に要する費用をいい、雇用目的、内容、人数、単価、日数及び金額がわかる資料を添付すること。
		諸謝金		事業を行うために必要な会議等に出席した外部専門家等に対する謝金、講演・原稿の執筆・研究協力等に対する謝金をいう。
		旅費		この費目から支弁される事務手続きのために必要な交通移動に係る経費をいい、目的、人数、単価、回数及び金額がわかる資料を添付すること。
		需用費	印刷製本費	この費目から支弁される事務手続きのために必要な設計用紙等印刷、写真焼付及び図面焼増等に係る経費をいう。
		役務費	通信運搬費	この費目から支弁される事務手続きのために必要な郵便料等通信費をいう。
			雑役務費	事業を行うために必要な派遣職員等役務の提供を受けた対価をいう。
		委託料		この費目から支弁される事務手続きのために必要な業務の一部を外注する場合に発生する特殊な技能又は資格を必要とする業務に要する経費をいう。
		使用料及賃借料		この費目から支弁される事務手続きのために必要な会議に係る会場使用料（借料）をいい、目的、回数及び金額がわかる資料を添付すること。
		消耗品費 備品購入費		この費目から支弁される事務手続きのために必要な事務用品類、参考図書、現場用作業衣等雑具類の購入のために必要な経費をいい、使途目的、品目、単価、数量及び金額がわかる資料を添付すること。

◇補助対象とならない経費

- ・事業に必要な用地の確保に要する経費
- ・建屋の建設（本事業の実施に伴い必要となる設備等の維持、管理に必要となる必要最小限度のもので、専ら補助事業においてのみ使用し、他用途へ転用することができないものを除く。）にかかる経費
- ・事業実施に携わる機関の事業内容に照らして当然備えているべき機器、汎用性の高い備品等（パソコン、机、椅子、事務機器等）の購入費
- ・学会、講演会等、事業に直接関係のない会議の参加のための旅費
- ・事業実施中に発生した事故・災害の処理に要する経費
- ・事業に係る特許出願料等の登録免許に関する経費
- ・既存施設、設備等の撤去費
- ・その他、事業の実施に関連性のない経費

◇その他留意事項

この補助金は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）の適用を受けます。補助金の目的外使用等の違反行為を行った者に対しては、補助金の交付決定の取消し、返還等、適正化法等により処分が行われますので十分留意してください。

補助金の管理は、技術開発者の所属する機関等が行ってください。

取得財産のうち財産処分制限を受ける財産の取得は、代表者のみが可能であり、共同実施者は、財産の取得はできません。

その他詳細な留意事項については、別紙「補助事業における留意事項等について」を参照してください。

6. 応募書類及び手続

応募に当たっては、下記①～⑤の資料を事務局（株式会社価値総合研究所）メールアドレスにまとめて送付してください。なお、①及び②については、PDF 等に変換せずにそのままのファイル形式で送付してください。

受付期間：令和6年8月26日（月）～9月17日（火）15時

提出先：vm-tech[atmark]vmi.co.jp

- ① **【申請書】令和6年度革新的な省CO2型環境衛生技術等の実用化加速のための実証事業**
- ② **【ヒアリング資料】令和6年度革新的な省CO2型環境衛生技術等の実用化加速のための実証事業**
- ③ **実績資料（様式任意）**
※代表者が所属する機関の事業概要やこれまでの技術開発等の実績が分かる資料（簡易なもので差し支えありません。）。
- ④ **直近3年間の納税を証明する書類**
※代表者が所属する機関等の直前3年の各事業年度における法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類（納税証明書（その1・納税額等証明用））。
※法人税法上、免除されている機関については本資料の提出は不要です。
- ⑤ **十分な技術開発体制が確認できる資料（設立から3年未満の機関のみ）**
設立から3年未満の提案者は、6ページに記載されたa.～d.の各要件を満たすことを確認できる資料を提出してください（様式任意）。

◎電子メール受領の確認

上記①～⑤の受領を事務局で確認した後、送信元のメールアドレスに受領した旨を返信します。事務局メールアドレスに送信後、数日が経過しても返信がない場合、うまく送受信されていない可能性があります。その場合、事務局まで電話でお問い合わせください（電話番号は「7. その他」参照）。

上記①～⑤の提出が全て整った時点で、応募を受け付けるものとします。いずれか1つでも提出が確認できない場合は、応募の完了とは見なしませんので御注意ください。また、応募書類の作成に当たっては、必ず様式の記載内容及び作成要領に従って作成するようお願いいたします。なお、受付期間以降に事務局で受け取った書類のうち、遅延が事務局の事情に起因しない場合は、応募を受け付けません。

○注意事項

<ul style="list-style-type: none"> ・応募書類様式のダウンロード 	<ul style="list-style-type: none"> ・制度・事業内容を確認の上、所定の様式ファイルをダウンロードしてください。
<ul style="list-style-type: none"> ・ファイル種別 	<ul style="list-style-type: none"> ・提案書類は以下のバージョンで作成されたものでないと、うまく表示できない場合がありますので御注意ください。 <ul style="list-style-type: none"> ○ Word 2010以降 ○ PowerPoint 2010以降
<ul style="list-style-type: none"> ・画像ファイル形式 	<ul style="list-style-type: none"> ・提案書に貼り付ける画像ファイルの種類は「GIF」、「BMP」、「JPEG」、「PNG」形式のみとしてください。それ以外の画像データ（例えば、CADやスキャナ、PostScriptやDTPソフトなど別のアプリケーションで作成した画像等）を貼り付けた場合、正しく表示されない可能性があります。
<ul style="list-style-type: none"> ・提案書アップロード 	<ul style="list-style-type: none"> ・応募できるファイルの最大容量は10MBです。それを超える容量のファイルはメール1件の容量が10MB未満になるよう分割して送付を行うか、事務局に問い合わせてください。
<ul style="list-style-type: none"> ・提案書の修正 	<ul style="list-style-type: none"> ・提案書類は、期限後の修正を原則受け付けておりません。不備がある場合のみ事務局から連絡します。
<ul style="list-style-type: none"> ・受付状況の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・提案書の受理確認は、電話で行ってください。（問合せ先は「7. その他」参照）
<ul style="list-style-type: none"> ・その他 	<ul style="list-style-type: none"> ・契約事務に関するトラブルを避けるため、<u>所属機関の上司（独立行政法人研究機関の場合は、部局長クラス、大学の場合は学部長クラス）及び契約事務担当者から応募の了解を得た上で応募してください。</u> また、<u>国立又は独立行政法人と認められる研究開発機関に所属する研究者が応募する場合（研究参画者の場合を含む。）は、応募内容（提案課題）が所属機関の既存の技術開発及び所管府省の既存の事業と重複していないことを確認してください。確認せずに応募した場合、採択内定が取り消されることがあります。</u> ・提案者が公募期間中の災害等の影響により、期限までに提出が出来なくなった場合は、事務局に問い合わせてください。 ・原則、持込みによる提出は受け付けておりません。

(1) 提出に当たっての留意事項

代表者が責任を持って事務局への提出を行っていただくようお願いします。なお、提出いただいたファイル等は、返還しません。

(2) 特許権等の取扱い

特許権等の技術開発の成果は補助事業者に帰属させることができます。納入される成果物に補助事業者又は第三者が権利を有する著作物等が含まれる場合は、補助事業者が当該著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとします。また、このほか著作権等の扱いについては交付要綱に定めるとおりとします。

(3) その他参考資料

その他、以下の資料を参照してください。

- ・ 今後の環境研究・技術開発の基本理念、重点領域などの内容については、「環境研究・環境技術開発の推進戦略」（令和6年8月環境大臣決定）を参照のこと。
<https://www.env.go.jp/policy/tech/kaihatsu.html>
- ・ 評価を実施するに当たっての評価方法等を定めた指針については、「環境省研究開発評価指針」（平成29年7月14日環境省総合環境政策統括官決定）を参照のこと。
<https://www.env.go.jp/policy/tech/guide.pdf>
- ・ 不適正な経理処理に関する規定については、「環境省の所管する競争的研究資金における不正使用及び不正受給に係る研究費の執行停止、応募資格の制限及び研究費の返還等に関する規定」（平成29年7月14日環境省改正）に準じて行います。
https://www.env.go.jp/policy/kenkyu/suishin/rule/pdf/h290714fuseisiyou_kitei.pdf
- ・ 公的研究費の不正使用等に関し、各研究機関等において今後取り組むべき事項等については、「公的研究費の不正使用等の防止に関する取組について（共通的な指針）」（平成18年8月31日総合科学技術会議）を参照のこと。
<https://www8.cao.go.jp/cstp/output/iken060831.pdf>
- ・ 研究上の不正行為に関する対応方針等については、「研究上の不正に関する適切な対応について」（平成18年2月28日総合科学技術会議）を参照のこと。
<https://www8.cao.go.jp/cstp/siryo/haihu52/siryo2-1.pdf>
- ・ データの捏造等の不正行為が明らかになった場合の対応については、「競争的研究資金に係る研究活動における不正行為への対応指針」（平成29年7月14日環境省改正）に準じて行います。
<https://www.env.go.jp/content/900498005.pdf>

7. その他

公募全般に対する問合せは、電子メールでお願いします。電子メールの件名（題名）は「令和6年度革新的な省CO2型環境衛生技術等の実用化加速のための実証事業に関する問合せ」としていただきますようお願いします。

また、公募全般に関する事務的な問合せではない、個別具体的な応募内容に関する問合せや相談については、原則お答えできません。

<本公募に関する事務的な問合せ先>

事務局

（株式会社価値総合研究所 ポリシーエンジニアリング事業部）

電話：03-6880-2018

E-mail：vm-tech[atmark]vmi.co.jp

別紙. 補助事業における留意事項等について

1. 基本的な事項について

本補助金の交付については、エネルギー対策特別会計の予算の範囲内で交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）及びその他法令の定めによるほか、この要綱及び実施要領並びに「環境省所管の補助金等に係る事務処理手引」（環境省大臣官房会計課 平成28年4月）の定めるところによります。

※環境省所管の補助金等に係る事務処理手引 URL

http://www.env.go.jp/kanbo/chotatsu/kanbo/chotasu/2804_160323set.pdf

2. 補助金の交付について

(1) 交付申請

公募により選定された事業者には補助金の交付申請書を提出していただきます（申請手続等は交付要綱等を参照願います。）。その際、補助金の対象となる費用は、当該年度に行われる事業で、かつ当該年度中に支払いが完了するものとなります。なお、消費税相当額があり、かつ、その金額が明らかな場合は、これを減額して算出していただきます。

(2) 交付決定

環境省は、提出された交付申請書の内容について以下の事項等に留意しつつ審査を行い、補助金の交付が適当と認められたものについて交付の決定を行います。

- ・申請に係る補助事業の全体計画（資金調達計画、工事計画等）が整っており、準備が確実に行われていること。
- ・補助対象経費には、国からの他の補助金（負担金、利子補給及び同法施行令第2条に掲げる給付金並びに補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号に掲げる資金を含む。）の対象経費を含まないこと。

(3) 事業の開始

補助事業者は環境省からの交付決定を受けた後に、事業を開始してください（交付決定以前に着手した事業は補助対象となりません）。

補助事業者が他の事業者等と委託等の契約を締結するに当たり注意していただきたい主な点（原則）を以下に記します。

- ・契約・発注日は環境省の交付決定日以降であること。
- ・補助事業の遂行上著しく困難又は不相当である場合を除き、競争原理が働くような手続によって相手先を決定すること。

(4) その他

補助対象経費の詳細は「5. 応募に当たっての留意事項」の内容を予定しています。また、上記の他、必要な事項は交付要綱及び実施要領に定めますので、これを参照してください。

3. 補助金の経理等について

(1) 補助金の経理等について

補助事業の経費については、帳簿及びその他証拠書類を備え他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支状況を明らかにしておく必要があります。

これらの帳簿及び証拠書類は、補助事業完了後5年又は交付要綱第9条第1項第十五号で定める財産を取得した場合は同号の期間が経過するまでの間のいずれか長い期間、保管しておく必要があります。

(2) 実績報告及び書類審査等

当該年度の補助事業が完了した場合は、事業の完了から起算して1ヶ月以内又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに実績報告書を環境省宛て提出していただきます。

環境省は事業者から実績報告書が提出されたときは、書類審査及び必要に応じて現地検査等を行い、事業の成果が交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を決定し、補助事業者に確定通知をします。

また、実施課題の補助事業をすべて終了した年度の翌年度から3年間については、開発された成果の活用状況を取りまとめた上、各年度の翌年度の4月30日までに報告していただきます。

(3) 補助金の支払い

補助事業者は、環境省から確定通知を受けた後、精算払請求書を提出していただき、その後環境省から補助金を支払います。

(4) 取得財産の管理について

補助事業の実施により取得した財産（取得財産等）については補助金適正化法の規定により財産処分の制限があります。取得財産等については、取得財産管理台帳を整備し、その管理状況を明らかにしておくとともに、財産を処分（補助金の交付の目的（補助金交付申請書及び実施計画書に記載された補助事業の目的及び内容）に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊す（廃棄を含む。）こと等という。）しようとするときは、あらかじめ環境省の承認を受ける必要があります。

取得財産のうち財産処分制限を受ける財産の取得は、技術開発代表者のみが可能であり、技術開発参画者（共同実施者）は、財産の取得はできません。

また、補助事業により整備された施設、機械、器具、備品その他の財産には、環境省補助事業である旨を明示しなければなりません。

(5) その他

上記の他、必要な事項は交付要綱及び実施要領並びに「環境省所管の補助金等に係る事務処理手引」（環境省大臣官房会計課 平成28年4月）に定めます。

また、上記の取扱いは、今後変更する場合がありますので、事業実施に当たっては、必ず交付要綱等をご確認ください。

4. 補助事業における利益等排除について

補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達等に関わる経費がある場合、補助対象経費の実績額の中に補助事業者の利益が含まれることは、補助金交付の目的上ふさわしくないため、補助事業者自身から調達等を行う場合は、原価（当該調達品の製造原価など※）をもって補助対象経費に計上します（利益等排除）。

※補助事業者の業種等により製造原価を算出することが困難である場合は、ほかの合理的な説明を持って原価と認める場合があります。